

令和5年度

智頭町農地利用最適化推進施策に関する意見書

智頭町農業委員会

わが国の農業を取り巻く現状は、農業従事者の減少と高齢化の進行、後継者と担い手不足、耕作放棄地の増加、有害鳥獣や近年の異常気象に伴う農林業に対する悪影響、また、米価を始めとする農産物価格の低迷等厳しい状況に直面しています。

智頭町農業委員会においても、「農地等の利用の最適化の推進」を進めるため、関係機関と緊密な連携を図り、優良農地の確保、耕作放棄地対策の強化、担い手の確保・育成についてこれまで以上に積極的に取り組んでいく所存であります。

つきましては、令和6年度の予算編成にあたり、農業委員会に関する法律第38条第1項の規定により、智頭町の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう意見書を提出いたします。

令和5年11月28日

智頭町

町長 金 兒 英 夫 様

智頭町議会

議長 谷 口 雅 人 様

智頭町農業委員会

会長 前 川 義 憲

1 畦畔の維持管理について

現在智頭町では自走式モアの導入等で草刈り作業の省力化が図られている。しかし畦畔や法面の草刈り作業は草刈り機で各農家が手作業で行っているが、畦畔が痩せて石が出る等、作業効率も悪くスパイダーモアでも草刈りができない状態の農地もある。また、集落で草刈り機で作業ができる人も減ってきており、畦畔の管理が大きな負担となり道路や河川等の草刈り作業など集落環境維持にも支障をきたしている。センチピードグラスもあるがコストが高く、補助を受けるには集落営農の設立が必要で取り組める集落も少ない。

除雪機を集落へ貸与する様に、町が導入したスパイダーモアを貸与する等の畦畔管理の省力化、また畦畔の修繕に対する支援を検討すること。

2 農産物出荷支援について

新規農業者の確保、農業の継続において農業者の所得向上は必要不可欠である。世界情勢の悪化による燃料、肥料、飼料などの調達価格の高騰により農業生産コストの増加等により、農業者の所得が低いことが問題である。産地交付金や中山間地域等直接支払等の生産に対する支援はあるが、出荷に対する支援が無い状況である。一方林業では、森林資源利用推進事業として出荷に対する支援がある。農業においても出荷をする際は手数料がかかり、そこを支援することで農業者の所得向上が見込まれる。

農業でも町内事業所へのお荷を対象とした販売手数料の支援の検討を行うこと。

3 遊休農地対策について

遊休農地対策として手間のかからない作物としてそばが考えられるが収穫、選別には専用の機械が必要となり、町外の業者に作業を委託しているが、町外から作業に来てもらうため割高となり、収穫時期も委託業者の都合で決まるため適期刈りできていない。また、いつまで収穫作業を受けてもらえるか分からず、作付けしても収穫ができるか分からない現状である。

そこで、農作業等受託できる体制作りを検討していただきたい。そば収穫のための汎用コンバイン、製粉機の導入支援、作業受託オペレーター要員としての地域おこし協力隊募集等考えられるが、まずは町内でそばの作付け意向がどれだけあるか確認するために、山村再生課・農業委員会合同で遊休農地の有効活用に関するアンケート実施から始めたい。

そのニーズに応じて、遊休農地の解消、農産物の特産化のために必要となる農作業受託体制の確立を検討すること。

4 新規就農者の確保・育成について

新規就農者にとっては、農地や農業用施設の確保、技術の習得、資金の確保は大きな障壁となっている。2020年の農林業センサスでは、智頭町の農業従事者の平均年齢は62歳で基幹的農業従事者の平均年齢は73歳となっており、農業者の高齢化が進んできている。また、定年延長もあり定年就農される方の年齢も上がってきているが、65歳で就農支援の補助等を受けるには認定農業者となる必要があり、ハードルが高いものとなっている。また、町外や非農家からの就農者も少なく、町の事業で自然栽培の就農支援はあるが、その他の栽培での就農支援がハードルの高いものしかない状況である。

これにより、鳥獣柵の設置、機械施設導入等の支援が受けられず小さな規模での就農となってしまっている。

定年就農者を対象とした支援及び町外や非農家の方を対象とした自然栽培以外の就農支援など、町独自の新規就農者の確保・育成を検討していくこと。